

住田町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月25日

住田町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

住田町においては、農業の担い手不足と高齢化、それらに伴う遊休農地の発生が懸念されることから、農業委員会として、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化等の農地等の利用の最適化に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の特色を生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう住田町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に加え、本町の実情を勘案しながら、平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (平成29年4月)	9 6 5 ha	5 1 ha	5. 3 %
3年後の目標 (平成32年4月)	9 5 5 ha	4 9 ha	5. 1 %
目標 (平成35年4月)	9 4 5 ha	4 6 ha	4. 9 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

1) 農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施するとともに、利用意向調査にあたっては、必要に応じて農業委員及び推進委員の訪問により適正かつ迅速な意向把握に努める。

2) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

3) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と好評の迅速

化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

③非農地判断について

利用意向調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現状に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地の利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現状 (平成 29 年 3 月)	9 6 5	8 2. 5	8. 5 5 %
3年後の目標 (平成 32 年 3 月)	9 5 5	8 6. 5	9. 0 6 %
目標 (平成 35 年 3 月)	9 4 5	9 0. 5	9. 5 8 %

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①地域における農業者等の話し合いについて

農業委員・推進委員は地域農業マスタープランの見直し等地域ごとの話し合いに積極的に参画し、地域農業が抱える諸問題の解決に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携について

町及び農地中間管理機構との連携を強化し、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、担い手への農地の利用集積・集約を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 (平成 29 年 3 月)	0 人 (ha)	0 法人 (ha)
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	2 人 (ha)	0 法人 (ha)
目標 (平成 35 年 3 月)	4 人 (ha)	1 法人 (ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県及び全国農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む）を把握し、必要に応じて相談回答をする。

②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。